

名古屋都市計画事業

新清洲駅北土地区画整理事業

土地区画整理審議会委員 (第3期)選挙について

清須市

新清洲駅周辺まちづくり課

このお知らせにある様式は新清洲駅周辺まちづくり課*の窓口、清須市のホームページ（異議申出、立候補に関する様式を除く）から入手できます。

ダウンロード方法

清須市ホームページ ⇨ 暮らしの情報 ⇨ 生活・環境
⇨ まちづくり ⇨ 新清洲駅北土地区画整理事業

不明な点は、お気軽に新清洲駅周辺まちづくり課*へご相談ください。

※令和7年4月1日（火）以降は都市計画課となります。

1 土地区画整理審議会委員(第3期)選挙について

(1) 土地区画整理審議会委員(第3期)の選挙

名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業の土地区画整理審議会（以下「審議会」といいます。）委員のうち、選挙により選出される委員8名の選挙を行います。

(2) 審議会の目的と役割

審議会は、仮換地の指定や換地計画書の作成、換地処分等、土地区画整理法（以下「法」といいます。）に定められた処分等について、これが適正にかつ公平に実施されるよう、皆様方の意向を十分に反映させるための諮問機関として法に基づき設置されるもので、処分等の内容によって大きく2つの役割があります。

役割1) 施行者から出された案件について意見を述べる

- 換地計画の内容や、換地計画に対する意見の内容を審査する場合
- 仮換地を指定する場合

役割2) 施行者から出された案件について同意をする

- 評価員を選任する場合

(3) 審議会委員の構成

審議会委員は、施行地区内の土地の所有権者及び借地権者のうちから選挙により選出される委員8名と、土地区画整理事業について学識経験を有する委員2名で構成されます。また、委員の任期は5年です。



立候補者が定数以下の場合、投票は行いません（無投票）。



2 選挙権と被選挙権について

(1) 選挙権と被選挙権

施行地区内の土地の所有者及び借地権者について、令和7年3月10日（月）現在で市長が作成し、縦覧後確定された選挙人名簿に記載されている方に、各一個の選挙権（投票する権利）と被選挙権（立候補する権利）があります。

所有権とは、土地登記簿に登録された土地の所有権をいいます。借地権とは、建物所有を目的とする地上権又は賃借権をいい、登記されている場合はもちろん、登記のない場合でも「借地権申告書」を提出することで借地権を有します。

選挙権及び被選挙権のある方（選挙人名簿に記載される方）

区分	権利の内容	登記の有無	名簿記載基準
所有者	土地の所有権を有する方	あり	令和7年3月7日（金）までに法務局に登録申請した方
借地権者	建物所有を目的で地上権又は賃借権を有する方	あり	令和7年3月7日（金）までに法務局に登録申請した方
		なし	令和7年3月7日（金）までに新清洲駅周辺まちづくり課に申告した方

(2) 被選挙権の制限

選挙期日において、次のいずれかに該当する場合は、被選挙権はありません。

- 1) 未成年
- 2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

	<p>📖 令和7年3月10日（月）以降の登記又は申告は、原則、選挙権及び被選挙権には反映されません。</p> <p>📖 同一人が所有権と借地権の双方を有している場合は、選挙権は各一個を有しますが、被選挙権はいずれか一方だけとなります。</p>
---	---



(3) 権利者が複数となる場合

1) 共有者又は共同借地権者がいる場合

共有者又は共同借地権者の場合も各一個の選挙権と被選挙権がありますが、行使できるのは代表者の方のみです。選挙権及び被選挙権を行使する場合は、「代表者選任通知」を提出してください。

2) 権利者が死亡されている場合

所有権者（登記名義人）又は借地権者（申告者含む）が死亡されている場合でその相続人が選挙権及び被選挙権を行使する場合は、令和7年3月7日（金）までに相続登記を行っていただくか、「相続届出書」を提出して下さい。

なお、相続人が複数の場合は、同時に「代表者選任通知」を提出して下さい。

この取扱いは、共有地における権利者のどなたかが死亡されている場合も同様です。相続の手続きをされない場合、共有地に係る選挙権及び被選挙権の行使ができなくなります。

3) 提出していただく書類

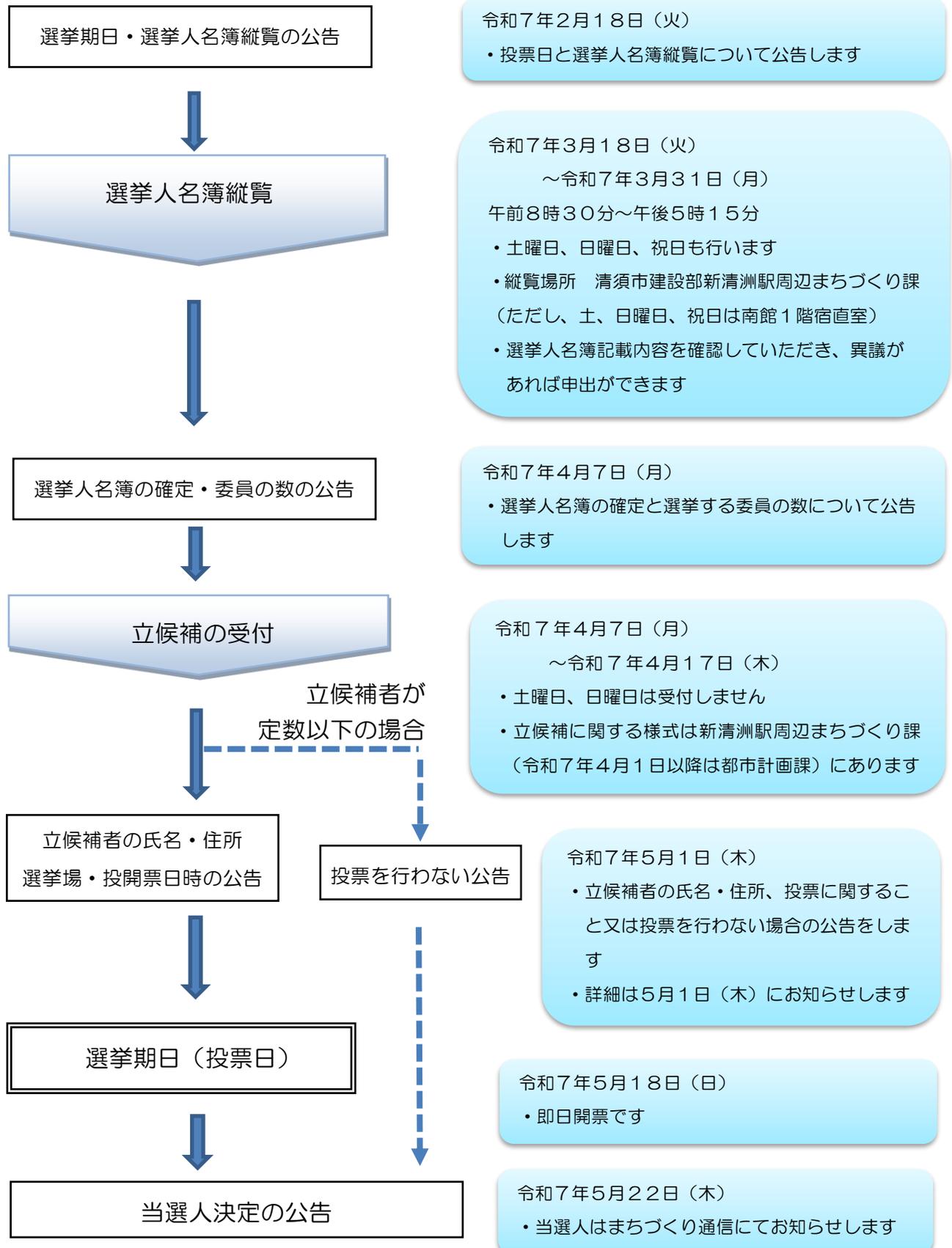
手続名	提出期限	提出書類	提出先
代表者選任通知	(被選挙権の行使) 令和7年4月17日(木) (選挙権の行使) 令和7年5月18日(日)	印鑑登録証明書	新清洲駅周辺 まちづくり課 (令和7年4月 1日(火)以降は都 市計画課となりま す。)
相続届出書	令和7年3月7日(金)	相続を証する書類 印鑑登録証明書	

※ 表中の提出期限は審議会委員選挙で行われる手続きに基づく期限です。相続が生じた場合は、選挙後においても相続届出書を提出してください。

共有の場合や登記名義人が亡くなっている場合は、
手続しないと、選挙権と被
選挙権を行使できません。



3 審議会委員選挙日程について



4 選挙人名簿の縦覧について

市長が作成した選挙人名簿の縦覧を行います。選挙人名簿に記載された内容に異議がある場合は、縦覧期間中に異議を申し出ることができます。

縦覧期間	令和7年3月18日（火）から 令和7年3月31日（月）まで（土、日曜日、祝日も行います） 午前8時30分から午後5時15分
縦覧場所	清須市 建設部新清洲駅周辺まちづくり課 （ただし、土、日曜日、祝日は、南館1階宿直室）

5 立候補の受付について

受付期間	令和7年4月7日（月）から 令和7年4月17日（木）まで（土曜日、日曜日は除きます） 午前8時30分から午後5時15分	
届出先	清須市 建設部都市計画課	
必要な書類	本人が届出する場合	立候補届
	推薦による場合	立候補推薦届 立候補推薦承諾書

※ 推薦による場合、立候補推薦届出者は選挙権者であることが必要です。また、有する権利が同種（所有権者又は借地権者）である方に限ります。

	<p>📖 5月18日（日）予定の投票は、立候補者（推薦による立候補含む）が定数以下の場合、投票は行いません。</p> <p>📖 投票の有無などの詳細については、5月1日（木）の公告に併せて別途お知らせします。</p>
---	--



清須市
KIYOSU

お問合せ先

清須市建設部

新清洲駅周辺まちづくり課（～令和7年3月31日）

都市計画課（令和7年4月1日～）

TEL：052-400-2911 FAX：052-400-2963

ホームページ：<http://www.city.kiyosu.aichi.jp>

電子メール：machizukuri@city.kiyosu.lg.jp

令和7年2月